

令和2年藤枝市議会  
定例会開会議案

令和2年5月1日  
藤枝市長

## 目 次

議案番号	議案名	頁
第38号議案	専決処分の承認を求めることについて(藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)	1
第39号議案	専決処分の承認を求めることについて(藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	4
第40号議案	専決処分の承認を求めることについて(藤枝市国民健康保険条例の一部を改正する条例)	7
第41号議案	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))	11(別冊)
第42号議案	専決処分の承認を求めることについて(藤枝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	12
第43号議案	令和2年度藤枝市一般会計補正予算(第2号)	別冊

専決処分の承認を求めることについて（藤枝市消防団員等公務災害補償  
条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり  
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

藤枝市長 北 村 正 平

## 藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

藤枝市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年藤枝市条例23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤枝市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた藤枝市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて（藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

藤枝市長 北 村 正 平

## 藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

藤枝市国民健康保険税条例（昭和32年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の藤枝市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて（藤枝市国民健康保険条例の一部  
を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり  
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月10日

藤枝市長 北村正平

## 藤枝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤枝市国民健康保険条例（昭和34年藤枝市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項を附則第2条とし、附則第3項を附則第3条とし、附則第4項を附則第4条とし、附則第5項を附則第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第6条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第7条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第8条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の藤枝市国民健康保険条例附則第6条から第8条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度藤枝市国民健康保険  
事業特別会計補正予算（第 1 号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別冊のとおり  
専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分の承認を求めることについて（藤枝市後期高齢者医療に関する  
条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり  
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 21 日

藤枝市長 北 村 正 平

藤枝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市後期高齢者医療に関する条例（平成20年藤枝市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 令和 2 年 藤 枝 市 議 会 定 例 会 開 会 議 会

## 議 案 提 案 理 由 書 ( 第 3 8 号 議 案 ~ 第 4 0 号 議 案 、 第 4 2 号 議 案 )

### 第 3 8 号 議 案

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が、本年 4 月 1 日に改正されたことに伴い、藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分に付したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

### 第 3 9 号 議 案

地方税法及び同法施行令が本年 4 月 1 日に改正されたことに伴い、藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分に付したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

### 第 4 0 号 議 案

国民健康保険制度において、新型コロナウイルス感染症に感染等した被用者に傷病手当金を支給するため、藤枝市国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分に付したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

### 第 4 2 号 議 案

後期高齢者医療制度において、新型コロナウイルス感染症に感染等した被用者に傷病手当金を支給するため、静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が本年 4 月 2 1 日に改正されたことに伴い、藤枝市後期高齢者医療に関する条例に当該申請書の受付事務を追加する所要の改正を行う必要性が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分に付したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。